

宇都宮共和大学コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、宇都宮共和大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに必要な事項を定め、もって適正かつ公平な業務遂行及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「コンプライアンス」とは、法令及び本学規程等を遵守することをいう。

2 この規程において、「部局等」とは、各学部（学内共同組織を含む。）、附属図書館、事務局をいい、「部局長」とは、それぞれの長をいう。

(他の規程との関係)

第3条 この規程の定めにかかわらず、他の規程等においてコンプライアンスに別段の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、本学におけるコンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、高い倫理観を持って行動しなければならない。

(総括責任者)

第5条 本学のコンプライアンスを推進する総括責任者（以下「総括責任者」という。）は、学長とする。

(部局等責任者)

第6条 前条及び第9条第1項の業務を補佐させるため、総括責任者の下にコンプライアンス部局等責任者（以下「部局等責任者」という。）を置く。

2 部局等責任者は、学長が指名した学部長、図書館長及び事務局長をもって充てる。

3 部局等責任者は、学長の指示に基づき、教職員の意識向上と関係諸規程等の整備など、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じるものとする。

(教授会の役割)

第7条 コンプライアンスに関する重要事項は、教授会の議を経て学長が決定する。

(防止措置)

第8条 総括責任者は、法令及び学内規程等の違反を防止する観点から、教職員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な措置を講じるものとする。

2 総括責任者は、前項の職責を遂行するため、部局等責任者に対し必要な指示を行うものとする。

(内部監査)

第9条 総括責任者は、コンプライアンスに関し、必要に応じて内部監査を実施するものとする。

2 部局等責任者は、前項の内部監査の結果に基づき、法令及び学内規程等の違反防止に努めなければならない。

(報告)

第10条 教職員は、法令及び学内規程等に違反し、又は、違反する恐れのある事実を把握した場合、速やかに部局等責任者にその内用を報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた部局等責任者は、総括責任者に報告しなければならない。

(相談窓口)

第11条 前条第1項の報告を行わない合理的な理由がある場合において、当該教職員は、その報告を行わず、総務課長（以下「通報窓口担当者」）に通報することができる。

2 前項の通報を受けた通報窓口担当者は、部局等責任者へ報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた部局等責任者は、総括責任者に報告しなければならない。

(報告者の責務)

第12条 法令及び学内規程等の違反に係る報告又は通報を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく報告又は通報を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(調査及び措置)

第13条 第10条第2項又は第11条第3項の報告を受けた総括責任者は、必要に応じて法令及び学内規程に違反し、又は、違反する恐れのある事実の事実関係について、部局等責任者に調査を指示できるものとする。

2 前項の調査を指示された部局等責任者は、調査結果を総括責任者に報告しなければならない。

3 総括責任者は、前項の調査の結果により必要と認める場合には、他の規程の定めるところにより、適切な措置を行うものとする。

(適切な配慮)

第14条 部局等責任者は、本規程に基づく対応に当たって、次の各号に関する十分な配慮がなされなければならない。

一 通報した者及び報告を行う者又は法令及び学内規程に違反し、又は、違反する恐れのある事実に係る調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。

- 二 法令及び学内規程に違反し、又は、違反する恐れのある事実に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。
- 三 法令及び学内規程に違反し、又は、違反する恐れのある事実に係る調査の客観性及び公正性を確保すること。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 11 日から施行する。